

令和7年度第1回秋田県海岸漂着物対策推進協議会 議事録

日時 令和7年7月30日（水）13時30分～

場所 秋田県議会大会議室

事務局

皆様おそろいですので、ただいまから、令和7年度第1回秋田県海岸漂着物対策推進協議会を開会いたします。

私は進行を務めます秋田県環境整備課の中嶋です。よろしくお願いします。
始めに、配布資料の確認をさせていただきます。

【配付資料の確認】

次に、会議の録音について申し上げます。

会議録作成のため、会議の内容を録音させていただきたいと存じますので、
あらかじめ御了承くださるようお願いいたします。

それでは、はじめに本協議会の会長である秋田県生活環境部長の信田が御挨拶申し上げます。

会長

秋田県生活環境部長の信田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、また熱中症警戒アラートが発表されている非常に暑い中、本協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、県の環境行政に御理解と御協力をいただいていることに対しまして、重ねて御礼申し上げます。

さて、最近は暑い日が毎日のように続いておりまして、県内の海水浴場は賑わいをみせておりますが、その分、海岸の景観や海洋ごみに対して県民の注目が集まる時期でもございます。

海岸の管理者や沿岸の市や町におかれましては、この時期に合わせて海岸の清掃活動を行うなど、海岸の景観や環境の保全に特に気をつかわれている時期と存じます。

清掃前の海岸の見た目だけではなく、海岸漂着物の回収処理の実績等からも、改めてその多さを実感しているところでありまして、国、県、市町村をはじめとする関係機関が連携を密にして、計画的に海岸漂着物への対応を継続していくことが、何よりも重要であると考えております。

県では、令和2年度末に「第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」を策定し、漂着物の回収・処理や、発生抑制のため普及啓発を行ってまいりました。

今年度は、第3次計画の最終年度となりますことから、次期第4次計画を策定することとしており、本日の会議では、県の対策の実施状況の報告等のほか、次期計画策定の基本的な考え方等について、御説明申し上げます。

本協議会は、対策に取り組まれている関係機関が一堂に会する数少ない機会となりますので、委員の皆様から忌憚のない御意見をお願いいたしまして、

事務局

開会のあいさついたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

会長

それでは、協議に入ります。

会議の進行は、会長が務めます。会長、よろしくお願いします。

それでは、協議を始めます。

最初に確認ですが、この協議会の目的は、お手元に配付の本協議会設置要綱第2条に記載のとおり、「地域計画の策定又は変更に関すること」及び「海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整に関すること」の2つです。

現行の地域計画である「第3次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」は、令和7年度までの計画ですので、今年度中に次期地域計画の策定作業を行うことになっております。

したがって、今年度は、「海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整に関すること」に加えて「次期計画策定に関すること」の両方が議題となります。

それでは、今回初めて出席された委員の方もいらっしゃいますので、皆様から御意見をいただく前に、「秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画の概要及び本県の海岸漂着物対策」について、事務局から説明があります。

それでは、説明をお願いします。

事務局

資料1を御覧ください。

こちらの資料が概要版になっております。

今回初めて出席する方もいらっしゃいますので、議論の前提としまして本県の海岸漂着物等対策推進地域計画の概要をかいつまんで御説明します。

資料1の1枚目の項目1を御覧ください。

「秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画」、これを以下「地域計画」と呼びますが、この計画は平成21年に施行された海岸漂着物処理推進法とそれを受けた国の基本方針を踏まえて作成された、秋田県の海岸漂着物対策の推進計画です。

現在の計画は第3次の計画で、その計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。

次に項目5を御覧ください。

こちらに海岸漂着物対策の推進方針と実施箇所が記載されています。

第3次地域計画における推進方針はここに記載の①から④の4つとなっております。

次に実施箇所については、(2)①のア及びイに該当する区域を「重点区域」に設定して、漂着物の回収・処理を行っております。

次に、項目6を御覧ください。

第2次地域計画の実施結果を受けまして、第3次の地域計画では、海岸漂着物対策の内容としまして、項目6の欄に書いてある(1)から(4)の4

つの方針の下に具体的な取り組みを推進することとしております。具体的な内容につきましては、それぞれの細目に記載されているとおりです。

次に、資料 1 枚目の裏のページを御覧ください。

ここには、海岸漂着物対策に関わる関係者の役割分担が記載されております。本日お集まりの皆さんに期待されている役割ということになります。

次に、項目 7 を御覧ください。

第 3 次地域計画の評価指標とその目標値を記載しております。

評価指標は「計画期間中の海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数」を、その目標値としては、県内全ての市町村数である 25 市町村としております。

次に、資料 2 枚目の項目 9 を御覧ください。

この地域計画の中で、海岸漂着物の回収・処理を行う区域として、沿岸部に 22 の重点区域を設定しております。これはその一覧になります。本県の海岸線は約 264 km ありますが、このうち 145 km ほどが重点区域に設定されています。

なお、本県の海岸のほとんどは県がその管理者となっておりますが、重点区域の 21 番、22 番など一部の漁港区域については、地元の市が管理者となっています。

以上で第 3 次地域計画の概要の説明を終わります。

続いて、「海岸漂着物対策の令和 6 年度実績及び令和 7 年度実施予定」について説明します。

資料 2 を御覧ください。

本県の海岸漂着物対策の枠組は、資料冒頭の図に示しましたとおり、海岸漂着物対策に特化した事業である海岸漂着物対策推進事業、そして海岸漂着物対策に資する事業として、不法投棄未然防止、不適正処理対策関連事業、農業系使用済み廃プラスチックの適正処理に関する取組、その他海岸漂着物にも関係する啓発事業があるという状況です。

初めに、海岸漂着物対策推進事業について説明します。

この事業は、重点区域海岸漂着物等回収処理事業以下 3 つの事業に分かれております。

まず、重点区域海岸漂着物等回収処理事業について説明します。

この事業は、海岸漂着物を実際に回収・処理するための事業です。

環境省による国庫補助を活用して県又は市・町が事業主体となって実施しております。その実績については、別紙として配布しております A3 の一覧表を御覧ください。こちらに重点区域の海岸名と回収事業を実施した海岸の延長距離、回収した漂着物の重さと体積、漂着物の大まかな内訳、そして事業費を記載しております。なお、事業費は複数の海岸を一括して回収事業の契約している場合もあります。

令和 6 年度に回収した漂着物は、重さが 822.51 t、体積は 4,060.73 m³、事業費の合計は 6,385 万 5 千円余りとなっております。表の一番下に記載してあ

りますように、海に漂流している漁具などの漂流ごみについては、無償で漁業者が海上で回収して漁港に持ち帰ったものを県が運搬・処理する体制となっております。

資料2の本体に戻りまして2ページを御覧ください。

危険物等の漂着について説明します。

毎年度、環境省からの依頼に基づき、廃ポリタンク、医療系廃棄物、浮子（漁具）、電球類の4種類の有害漂着物の回収実績を調査しておりますが、令和6年度は、廃ポリタンク、浮子（ブイ）の回収があり、医療系廃棄物の回収はありませんでした。また、木造船の漂着は、令和6年度はありませんでした。

次に、海岸漂着物対策として行っている海岸漂着ごみの組成調査について説明します。

この調査は、海岸漂着ごみの組成及び存在量を継続的に調査し、それらの経年変化を把握することで、対策に役立てようとするものであります。環境省が作成したガイドラインに沿って調査を実施しており、本県では3か所の海岸で実施しております。

調査結果ですが、重量ベースで見ますと、漂着物の割合については、例年プラスチックや流木などの自然物が大部分を占めております。さらに、プラスチックの内訳を見ますと、漁具のロープ・ひもや硬質プラスチック破片が例年上位となっています。

3ページを御覧ください

この調査では、漂着したペットボトルの言語表記も調べております。全体では中国・台湾表記のものが多かったですが、日本語表記の漂着ごみは内陸部由来のものと推測する1つの根拠ともなっております。

次に海岸漂着物等発生抑制事業について説明します。

正規の回収・処理のルートにのらずに処分されたごみが河川等から海に流出して海岸漂着物等になることから、この事業では、散乱するごみや使い捨て容器自体を減らす広報啓発事業に取り組んでおります。この事業は大きく分けて、(1)から(4)の4つの事業に分かれています。

「(1) クリーンアップ活動の推進」に関しては、さらに①から③の事業があります。

あきたクリーン強調月間の周知では、4月の月間に向けてポスターとチラシを市町村や学校等528か所に配布しております。令和7年度はデータで配布することとしております。

次に「(2)の海洋環境体験イベントの実施」ですが、若い世代の海洋環境を保全する心を育み、海岸漂着物発生抑制の意識を持ってもらうため、小学生とその保護者を対象にした「海洋環境体験イベント」を実施しております。抽選で選ばれた64組134人の親子に参加していただきました。今年度は7月26日、27日に実施し終了しておりますが、イベントのチラシをお手元に配布しておりますので、詳細はそちらで御確認ください。

4 ページをご覧ください

「(3) のマイボトル持参運動」ですが、繰り返し使えるマイボトルを利用することでペットボトルなどの使い捨てのプラスチック容器を減らそうという取り組みです。味の素 A G F 株式会社と連携しまして、スーパーの A G F パウダー飲料の売場で P O P の掲示と普及啓発動画の放映を行いました。

次に、「市町村への補助金」ですが、令和 6 年度は大館市と大潟村が行った海岸漂着物発生抑制の広報に対し補助金を交付しております。この事業は令和 6 年度で終了しております

次に、「3 海岸漂着物対策推進協議会運営事業」ですが、これは今開催しているこの協議会のことです。原則年 1 回開催しておりまして、昨年度は 7 月 1 9 日に開催しております。今年度は第 4 次地域計画の策定年度となっておりますので、本日を含めまして 3 回開催の予定としております。

続いて、「4 不法投棄未然防止、不適正処理関連事業」についてですが、ここからは海岸漂着物対策に特化した事業ではなく、海岸漂着物対策に資する事業の説明になります。不法投棄の防止は、海岸漂着物発生抑制策として地域計画に位置づけられています。

この事業のうち「不法投棄未然防止啓発活動事業」では、不法投棄ごみの撤去活動とごみの排出事業者に対する廃棄物処理法等の講習会を実施しております。

次に、廃棄物不適正処理対策費ですが、各地域振興局に環境監視員を配置して不法投棄の監視を昨年度 996 回実施しております。この監視により、44 か所で不法投棄が発見されました。

5 ページをご覧ください

環境監視員による監視のほか、不法投棄監視カメラによる監視を行っております。

また、ヘリコプターによる空からの監視も行っており、昨年度は 7 月と 9 月に実施しました。県南方面の 3 か所で不法投棄・不適正保管の疑義が生じました。保健所による立入調査を実施し、2 か所について改善指導を実施しております。今年度は 7 月 1 6 日に 1 回目を実施し、8 月に 2 回目の実施を予定しております。

次に、農業系使用済み廃プラスチックの適正処理に関する取組についてですが、こちらは農林水産部水田総合利用課が担当しているものですが、資料に記載のとおり、県や市町村に設置されている農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会により、計画的な回収と処理が実施されております。

最後に、地域計画に対する進捗状況について、説明します。
資料 1 で御説明したとおり、地域計画評価する際の目標は、計画期間中に、2 5 市町村全てが海岸漂着物対策に取り組むことです。目標の達成状況把握のため、各市町村に対して、毎年度年度末までに実績の報告を依頼しております。その結果は次の 6 ページの資料に記載の表のとおりです。

令和 6 年度までに海岸漂着物対策に取り組んだ市町村は 1 8 となっております

ます。今年度は現計画の最終年度であり、目標達成のため、取り組み未実施の市町村に対しては、引き続き、取り組んでくれるよう働きかけてまいりたいと考えております。

資料3を御覧ください。

昨年度の協議会で主に要望等として出された意見に対する対応状況をまとめております。

御意見としまして「小中学生が利用できる環境学習サイトが必要と考える。また、県のホームページに掲載されている海岸漂着ごみ発生抑制に関するリーフレットは2020年に作成されたもので、データも2017年となっており更新されていない。」という御指摘がありましたが、それに対しまして、今年度中に学習教材にもなり得る小中学生向けの啓発資料を作成しまして、県環境整備課ホームページに掲載する予定としております。啓発資料は毎年度データを更新できるかたちのものを作っていきたいと考えております。

次に、「海岸漂着ごみ組成調査の結果は県のデータベースに詳細を載せているということだったが、探すことができなかった。」という御指摘がありました。令和4年度以降の調査結果は美の国秋田ネットのカタログデータサイトに掲載しておりましたが、環境整備課のホームページの海岸漂着物対策事業の部分にも同じく掲載するようにしましたので、どちらからも入ることができるようにしております。

「啓発活動、海岸清掃、講演会、ワークショップ等、海岸漂着物に関するものが少ない。市民に関心をもたれるような講演会等があるとよいと考える。」という御指摘がありましたが、令和3年度から県内の小学生とその保護者を対象に「海洋環境体験学習イベント」を行っております。内容はチラシにも書いておりますが、海岸漂着物等に関するセミナー、海岸でのビーチコーミング、海岸漂着物を使った物づくり体験等です。

今後もこのような取り組みを継続するとともに、民間団体とも連携しまして海岸漂着物に関心をもってもらえるようなイベント等を広く県民に周知していきたいと考えております。

次に、「県ホームページに「秋田県のごみはどこから来るのか」等動画が掲載されているが、使われているデータが古いことがある。毎年データが変わるのであれば更新した方がよいのではないか。」ということではありますが、先ほど最初の項目でも触れましたが、今年度、小中学生向けの啓発資料を作成する予定となっておりまして、掲載データを毎年度最新のものにすることが出来るものと考えております。動画になるのかそれ以外のものになるのかは、これから検討させていただきたいと考えております。

資料3の説明は以上です。

会長

ただいまの説明に関して、御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、次に、海岸漂着物の現状に関して認識を共有したいと思います。

	実際に海洋ごみ等が漂着する沿岸部の市町の委員の皆様から、海岸漂着物の現状や現在生じている問題等について、お知らせいただければと思います。 海岸漂着物の現状に関して、御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。 ご発言をお願いしたいと思います。 男鹿市さん、お願いできますでしょうか。
委員（男鹿市）	男鹿市関連の海岸における漂着物の現状ですが、近年、災害等が少なく、海岸漂着物は前年度に比べて少ない状況です。ただ、処理費用の高騰により、事業費の増大が懸念されており、心配しているところです。以上です。
会長	続きまして、にかほ市さん、お願いします。
委員（にかほ市）	にかほ市は3海水浴場を開設しております。海水浴場管理担当課が観光課となっておりまして、実際のごみの量は確認しておりませんが、例年どおりのごみの量があると把握しています。 生活環境課で関わっている部分として、市内のボランティア清掃団体が各海水浴場のごみの収集をしたいという要望があった場合は、処分と運搬を市で行っている状況です。以上です。
会長	八峰町さんはいかがでしょう。
委員（八峰町）	八峰町においては令和5年の大雨の際に海岸に流木が流れ着いた状況が今現在でも溜まったままとなっています。その溜まったままの状態を何とかしたいと考えているのですが、毎年6月末か7月上旬に八森地区の海岸クリーンアップを行っております。今年度は地区の住人194名、建設会社のグループ114名で4.1tのごみを収集しております。中には廃プラスチック、タイヤ、発泡スチロール等が大量にある状況となっています。実際には暑い中の作業で1時間程度しかできなくて、地区に分かれてやってはいるのですが、参加人数が減少してきている状況で、まだ海岸にはごみが残っている状況が続いています。以上です。
会長	海岸漂着物の現状に関して、ほかに御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。 なければ、次に、海岸漂着物対策について意見交換したいと思います。 海岸漂着物対策には、大きく分けて、漂着物の回収・処理に係る対策と、漂着物の発生抑制に係る対策の2つがあります。 まず、回収・処理に係る対策について意見交換してまいります。 海岸漂着物の回収・処理を実際に行っている関係機関から現状認識や課題と感じている点などをお知らせいただきたいと思います。

	県の主な海岸の管理者である河川砂防課からお願いします。
委員（河川砂防課）	漂着物処理ということで河川管理者がその海岸の土地の清潔を保持義務があるということで海岸漂着物の処理を行っております。実際に事業をするのは地域振興局になるのですが、地域振興局から新たな要望等があったりということは今年度は聞いておりません。ですので、予算の中で事業を行っている状況です。
会長	次に、港湾の管理者であります港湾空港課、お願いします。
委員（港湾空港課）	港湾空港課では、主に港湾区域ということで能代港と戸賀港を重点区域として環境省の事業で漂着物対策を行っています。うちの方が管理している港湾区域として他に秋田港と船川港がありますが、秋田港は漂着が顕著ではない傾向であります、船川港については新たに重点区域に指定できないかという検討を今年度進めていきたいと考えています。男鹿市からもお話がありましたが、回収については人件費の高騰や物の価格が上がっておりますので、予算の中でできる内容が縮小傾向にあるというのは課題と考えております。
会長	次に、漁港の管理者であります水産漁港課、お願いします。
委員（水産漁港課）	水産漁港課では漁港海岸、北から八森・岩館、男鹿周辺、にかほ市に県管理の海岸があります。伝わってきている話ですと、一般工事と同様、入札を行っておりますが、特殊な事業ですので入札不調があったりと聞いております。予算がありますが、自然のものでしますのでどのくらい処理量が出るかというのは分からないわけですので、予算に合わせて処理することに苦慮している状況です。以上です。
会長	配布資料2を見ると、海岸漂着ごみ組成調査の結果の中で、プラスチックごみの内訳にロープ等の漁具が入っております。また、事務局の説明では、漂流ごみの回収を漁業者がボランティアで行っているとのことでありました。 海岸漂着物や漂流ごみの回収・処理について、漁業者の立場からの御意見をお伺いしたいと思います。 秋田県漁協さん、お願いします。
委員（秋田県漁協）	県内の各地の漁業者の意見を聞きますと、漂着ごみの中にいわゆる漁網とか漁具があるわけですが、この中身を分析してみますと、国内で作られた物でないものが、ほぼほぼです。約9割から9.5割くらいの割合で海外の物が混じっている。このごみに関しては、例えば網が大量に捨てられているわけです。それが浮遊した上で漂着しているのではないと思われる部分が多くあるということですので、回収にもかなりの労力が使われているよ

うです。多く見受けられるのが、男鹿北部の方であるという認識がありますので、その辺を考えていただければと思います。

会長

昨年度、秋田海上保安部の巡視船が海上の漂流物を回収して沿岸の市に引き取ってもらったケースがあったと伺っております。漂流物の対応に関しまして、秋田海上保安部さんから現状報告や周知したい事項があれば、お願いします。

秋田海上保安部さん、お願いします。

委員（秋田海上保安部）

昨年、男鹿の沿岸で発生した、漂流のシルトフェンスを回収して実際に男鹿市さんに引き渡した事例がございますのでその紹介をさせていただきます。

海上で回収した漂流物に関して今回皆様に御紹介するのは、昨年１１月２１日に男鹿市入道崎沖合で発見されまして、秋田海上保安部巡視船「しんざん」が回収したシルトフェンスの回収から自治体への引き渡しまでの一連の流れと、この回収から引き渡しの法的な根拠について説明します。まず、今回紹介いたします事例の内容としましては、昨年１１月２１日午前１１時１０分頃、男鹿市入道崎からおよそ４０００メートルの沖合においてオイルフェンス状のものが漂流しているとの付近航行船舶からの通報を受けまして、秋田海上保安部所属の巡視船「しんざん」を発動しております。同日、午後１時６分、巡視船「しんざん」が現場海域に到着しまして、調査・確認の後、回収を実施し、午後３時頃に全量回収終了。同日のうちに秋田港にあります巡視船「しんざん」定係地に戻り、回収した物件を離隔しております。

この時回収した物件は、およそ３０メートルのシルトフェンスです。日本製か外国製かの表記がまったくなかったのですが、そのようなシルトフェンスが回収されました。回収にあたり、漂流物のあった海域の直近の市町村である男鹿市さんと連絡を取り合いながら作業を行いまして、最終的に男鹿市さんには１２月１６日引き渡しを実施しております。これが引き渡しを行った一連の流れとなります。

次に、今お話した海上保安部が海域で回収しました物件の市町村への引き渡しを行う法律と根拠についてお話させていただきます。

当庁巡視船が沿岸海域において撤去の必要がありと判断して回収した物件につきましては、水難救護法という法律により沿岸市町村に引き渡すことが決められております。水難救護法第２９条でございまして、警察官吏が航路、錨地等において障害をきたすと認めた漂流物を除去した場合は、その物件を市町村長に引き渡しという内容がこの法律に定められております。この法律に従い、自治体への引き渡しが行われることになります。

余談になりますが、これは港内であれば港湾法等に基づいて港を管理する県に引き渡すことになります。ここで沿岸自治体の皆様に御理解いただきたいのは、当庁が沖で回収して沿岸市町村に引き渡した物、拾得物の輸送、保管等には県だったり、沿岸市町村に皆様におきまして多大な費用を要すること

は当庁でも承知しているところではあります。実際に沖にある漂流物を何でもかんでも拾ってきているわけではないということを御理解いただきたいです。遠方であって船舶の航行に支障のない海域で所有者のいないものであれば、当庁としましても航行警報を発するなどして対応していることもありますし、また、例なんですけれども、石川県能登半島沖合で巡視船が回収した物を海の県境がないからといって秋田県に運んでいるようなことも決してありません。しかし、紹介しました入道崎沖のシルトフェンスの事例におきましては、距離が男鹿市から一番近かったことと男鹿半島周辺の漁船が漁場としている海域でもあったこと、さらに、船舶が多数往来する航路筋にあったことからこのまま放置した場合、接触事故等に繋がる蓋然性も高いため回収を行う判断になったものであります。これが今回実例として紹介したものであります。まとめますと、船舶の航行を阻害したり事故に繋がる可能性のある漂流物については、当庁としましても撤去回収せざるを得ませんし、その場合は漂流している海域の直近の沿岸自治体に引き渡しをお願いすることとなりますので、この点については費用がかかるものではあります。御理解いただきますようお願いいたします。巡視船のスペックの問題なんですけれども、自治体の皆様に御不便をおかけすることがありまして、当部の巡視船の船体の大きさ等から能代、秋田、船川、由利本荘等の比較的大きい港しか入ることができないため、回収した物件については漁港等で引き渡すことができない場合があります。秋田市にあります巡視船定係地まで取りにきていただく可能性もありますので、その点も併せて御承知おきいただきたいと思います。最後になりますけれども、秋田海上保安部としましても、沿岸部での円滑な船舶の往来、人命財産の保護を目的としてこれら漂流物の回収作業を行っていることを御理解いただければ幸いに存じます。以上で発表を終わります。

会長

これに関しまして沿岸部の市町の方、何か御質問等、確認したいことなどありませんでしょうか。

無ければほかに、海岸漂着物の回収・処理対策に関して、御意見、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

いないようですので、次に、発生抑制対策について意見交換したいと思います。

発生抑制対策の成果は目に見える形ではなかなか現れて来ないのが現実でありますけれども、本県では、最初に事務局から説明差し上げましたように、啓発イベントの実施、内陸部も含めた全県でのクリーンアップ活動を推進しております。

このほかに、このような方法が有効ではないかというような御意見があれば、ぜひお願いしたいと思います。御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、こちらからご指名させていただきます。

NPO法人の秋田パドラーズさんは、河川ごみの回収を行っておられますが、海岸漂着物の発生抑制対策について、お考えをお聞かせいただけます。

委員（NPO法人秋田パドラーズ）

しょうか。

海岸漂着物のごみの発生抑制という面ですね、我々は大きくは年に2回、あとは河川でやっているのも合わせますと10回程度になりますが、クリーンアップをしております。我々のモットーとしまして、ごみを拾うものはごみを捨てないという一つの合い言葉を持っていまして、できるだけ皆さんにクリーンアップに参加していただきたいと思っております、そういう面で秋田市近郊の会社さんとかこういう意思を持った方に関してはよく参加していただくのですが、なかなか内陸部の方は、横手とか湯沢とかの方が川を流れてごみが海岸まで流れ着くということについては、はあまり思いを致さないだろうと思うので、できればそういう方々が参加できる機会を設けたいなと思っております。ただ、私どもはお金があるわけではないものですから、いつも助成金頼りになっているものですから、そういった助成金を出していただける機会があれば、遠くの方達もバス等で参加願って、海岸及び河口のごみを回収してこんなにごみが集まっているんだということを肌で感じ取っていただきたいなと感じております。それから、直接発生に関わるかは分かりませんが、資する面での考えで言いますと、秋田市等での定期的なごみ回収、資源物の回収等をされているんですが、最近スーパーでもやっていますが、ペットボトルの回収だとか、空き缶の回収、透明プラスチックだとかいろいろな回収をしているわけですが、聞いている非常に安価です。私の近くのスーパーで回収しているものでペットボトルは、0.2円で回収していると聞いております。それでもたくさんの方が持ってこられているわけですが、もっとこの金額を高くできないものだろうか、5円や10円とかですね。そのためにやはり飲料メーカーやペットボトルの製造メーカー等と国が法律等を作って資源に対するお金が出せるようなシステムづくりが必要ではないかと思います。5円、10円となればみなさん、車等から捨てずに自宅に持ち帰ってごみに出して家計の足しにという心が持てるのではないのかと思います。回収する金額が安すぎるのももっと高く出せるようなシステム作りを考えていってほしいなと思います。そういうことが一つの希望です。

会長

委員の「ごみを拾うものはごみを捨てない」というところが本当にそのとおりだなと感じたところであります。

また、内陸部のお話がありましたが、昨年度の会議で国土交通省の秋田河川国道事務所さんの方から大雨が降った時に流れてくるという御説明がございました。本日、資料もご準備いただいておりますので、海岸漂着物と河川の関わりやその発生発生抑制対策について、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

委員（秋田河川

昨年、7月19日のこの会議で海岸漂着物は洪水の時に河川から流れると

国道事務所) 」	の指摘がありまして、「どうか洪水が起きないように願ってください。」とお声がけしたところなんですけれども、願いが足りなかったんでしょうか、そのわずか5日後、由利本荘市の子吉川が観測史上最高の大洪水がおきました。大量の河川塵芥が漂着しましたが、今回はこれの処理を災害申請を行って写真のとおり処理しております。一番右の写真ですが、かなり子吉川の河口近く、海に近い箇所でも行っております。処理の時期なんですけれども、災害採択されてからの処理となりますので、すぐには着手できませんで、冬期間に行って春の融雪・降水には間に合わせるように進めた次第です。なお、処理の目的なのですが、海岸に流出させるのを防ぐものではありませんで、あくまでも河川の水門等操作への支障とか、河口閉塞しないようにと、あくまでも河川の保全管理のために行っているものではありませんが、海岸流出する前の河川段階でもこのように塵芥処理をしていますという紹介でございます。以上になります。
会長	本県は3年連続して昨年まで大雨の被害がございましたけれども、子吉川流域に関しましても御対応いただきましてありがとうございました。 これまでの説明や御意見を踏まえまして、漂着物の発生抑制対策として、どのような手法が望まれるのか、環境カウンセラーさんにお伺いしたいと存じます。
委員（環境カウンセラー）	昨年の協議会でも小中学生に対する環境サイトの充実ということでお話をさせていただきましたまして、本日、資料3に今年度の対応状況というのが載っておりますので、楽しみに見てみたいなと思っております。 今年も小坂町、湯沢市、横手市の小中学校の学校での環境教育でも海岸に流されてくるごみについての話をされているところもあります。内陸部での対応がどれだけ影響するのかということもあるのですが、あらためて若いうちからの環境教育というのが必要だなと思っております。 私も環境カウンセラーという立場もありますが、環境あきた県民フォーラムの仕事もしております、宣伝にはなりますが、「プラスチックの海」という映画を今年度、大館市、横手市で11月に自主事業としてやろうとしております。詳細が決まりましたら、また改めて皆さんの方にも御協力の依頼も含めて、お知らせしたいと思います。
会長	ありがとうございました。 本日は、仙台から環境省東北環境事務所さんにも御出席いただいております。海岸漂着物対策を所管している環境省としては、各県に対し、回収処理、発生抑制それぞれに関して、どのような対策を期待しているのでしょうか。
委員（東北環境事務所）	昨年度までは私ども地方環境事務所の資源循環課から出席させていただいておりましたが、今年度から環境対策課から出席させていただくことになり

ました。法律的にみますと資源循環課になりますと、リサイクルだとか産業廃棄物の関係が主な内容になってしまいますので、環境対策課から出席させていただいているしだいです。

会長から広いお話で振られていただいて何を話そうかなというところですが、私からは秋田県へ何をしてくださというお話ではございません。日本の状況についてお話をさせていただければと思っております。当然、日本では海洋ごみの関係について、特に閉鎖的な海域についてはごみが溜まってしまうという状況になっています。日本の海岸沿いの都道府県については全くないという状況は一切無いという状況でして、各都道府県でその地域における課題について対応していただいているという状況です。環境省としてこれをやってくださいという統一的な取り組みというのは、事業の関係で言いますと、海洋ごみの回収処理をしていただくことが皆様にとってとても身近な問題なのではないかと思っております。例えば、今回、県から説明ございました海岸漂着物の事業に関してでございますけれども、これ以外にもモデル事業といいますか、皆さん御存じの方もいらっしゃるかと思うのですが、地域的な話になりますと「ローカルブルーオーシャンビジョンの事業」というのがあります。各地方公共団体単独で行っていくという事業ではございません。企業を巻き込んで事業を進めていって海洋ごみの発生の抑制、回収に取り組んでいただくという事業になります。東北の中で言いますと、実際に弘前市が令和4年度に事業が採択されて、行っております。内陸部の中でどういった取り組みをしていくかというのを令和4年度に取り組んでいたということ。簡単に申し上げますと、プラスチック容器の中に薄くシートが貼ってあって、使った後にシートを剥がせばまたすぐにリサイクルできるというような商品を山形県の企業と提携したかたちで取り組んでいただいたということになります。環境省のホームページで検索できますので、御覧になっていただきたいと思います。東北の中では今年度同じ事業で採択されたのが東松島市です。ここも海岸を抱えており、ごみの対応についてどうしていこうかということで、プロのサッカーチームとタッグを組んで取り組みをしていくということで今年度採択されて今実際に動いている最中があります。環境省の事業の中で具体的に秋田県や各市町村が行える事業というのが、大変申し訳ないですが、昨年度もお話があったと思いますが、財務省からも厳しい指摘を受けて、普及啓発は使いづらくなってしまった。また、廃棄をするに当たっても複数の事業所から見積書をとって価格を決めるだとか、都道府県への配分については回収したごみの量に基づいて配分するやうにとの話があり、本省からも御説明をさせていただいたかとは思っております。この「ローカルブルーオーシャンビジョンの事業」はその対象とならなかった事業について、応募したから全て採択されるわけではないですが、地方公共団体と企業がタッグを組んでこういった事業をしたいんだというようなものを環境省として採択しているということです。もし、秋田県、各市町村の皆様がこういうことをやってみたいというお考えがあれば、ぜひとも来

年度以降に御検討いただければと思います。

また、国際的な話になりますけれども、海ごみの関係で条約について、本来であれば2024年度までに条約の取り決めをするべきだったところではありますが、決着がつかず、8月の竿灯祭りのあたりだと思いますけれども、スイスのジュネーブでまたその会合が行われることになっておりまして、本省としても何とかそこで国際的な取り決めについて尽力したいという考えを持っています。先ほども、流れ着いた漁具についても分析を試みたところ、海外のものが9割を占めるというような話がありましたが、そのような状況でありますので、国際的にこういった取り決めをしていけるのかというところの動きも今後出てくるかと思っています。その国際的な取り決めがされることを私どもも望んでいるということです。その時には取り組みの仕方が変わってくるのかなと思っています。

少し、話が長くなり、すみません、このような雑駁なお話で大変恐縮ではありますが、環境省の説明とさせていただきます。以上です。

会長

モデル事業の話など自治体にとって参考になるお話をいただきました。

それぞれの立場から、回収処理対策、発生抑制対策について御発言をいただきましたが、全体を通して、海岸漂着物の現状や県が行っている海岸漂着物対策について、どう思われますか。

NPO法人あきたパートナーシップさんから御意見を頂戴したいと思います。

委員（NPO法人あきたパートナーシップ）

私どもは「遊学舎」の指定管理者をしておりまして、その業務の中で秋田県市民活動情報ネットの管理運用、SNSでの情報発信を行っております。その他に紙ベースの情報誌を年4回発行することになっております。その中でさまざまなボランティアの活動だとか市民活動の情報を掲載しております。もし、県、もしくは市町村だけでなく民間のボランティア活動やイベントを開催して海岸のクリーンアップだとか、海岸に限らず河川のクリーンアップなどをやっていることの情報をいただければ、それを基に情報発信させていただきたいと思っています。先ほど、秋田パドラーズの羽生さんからもお話がありましたけれども、民間の団体が生活をするとなった場合に、助成金が必要な場合もあります。その助成金に関する情報も私どもの方で発信しておりますので、何かやる際の助成金が10万円、20万円と必要な時に使えるような助成金の情報提供ができると思います。うちの方も情報の収集に苦労しているところもありますので、ぜひ、市町村、県あるいは民間の方からさまざまな情報をいただいてそれを掲載して、こういった活動は行政だけでなく民間から活動を盛り上げていかないとなかなか難しいのではないかと感じているところです。うちの方としてはいくらでも協力できることは協力させていただきたいと思っていますので、皆様からの情報提供をお待ちしております。

会長

本日、内陸部の3つの市町も会議に御出席いただいております。現行の第3次計画では、計画の目標指標として、期間内に県内25市町村全てに海岸漂着物対策に取り組んでいただくことを掲げております。令和6年度までの実績では、資料にありますように18市町村となっています。

今年度が計画の最終年度ですので、目標達成のために、残る市町村にどのような働きかけをしたらよいかというところだと思いますが、本日、海岸を有しない市町でオブザーバーで参加いただいております皆様から御意見を伺いたいと思います。

井川町さんからお願いします。

委員（井川町）

本町は海岸に面していないため担当課を含めて町全体をととして海岸漂着物に対して認識されていない方が多いと思われます。そのため、海岸漂着物とはどういった物が該当するのか、また、海岸に面していない町でできることは何か等、基本的なことについてこれから普及啓発していけたらなと思っております。

会長

続きまして、大潟村さん、お願いします。

委員（大潟村）

大潟村では毎年6月の上旬に海岸漂着物対策としてクリーンアップを行っております。大潟村の堤防周りのごみ拾いをさせていただくかたちになっています。毎年800人以上の村民に参加をいただいておりますが、先ほど、他の委員からもお話がありましたが、若い人の参加が少なく、高校生以下は50人もいなかったかと思います。若い人がこういったごみに関して、捨てられたごみがどうなるかというのをきちんと理解していると、将来的にはごみが減っていくと思いますので、若い方への普及啓発をしていきたいと考えています。

会長

続きまして、大館市さん、お願いします。

委員（大館市）

私からは去年、県からパネルをお借りしてイベントで展示をしてイベントに来られた親子に見てもらって、いろいろと感想等を聞いたのですが、実際のところ海岸漂着物を見る機会というのは内陸部はないので、パネルを見て一番驚いているのは親御さんの方が多かったなと感じています。若い人への啓発というのも大事だと思うのですが、大人世代にも現状を把握していただくという努力は自治体としては大事なかなと思っています。

一つお願いしたいのは、自治体ではテレビやモニターを市民ホールに設置して広報等を流しているため、そちらで子供用、学生用、大人用の動画を流すことができれば少しは来客者の目に留まるのではないかなと思っています。まして、ぜひ県が中心となって、または国と連携して、取り組んでいただ

れば、こちらも助かるかなと思っております。

会長

県でも啓発リーフレット等を作成しますが、それをデジタルで表記できるようなかたちも考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

発生抑制対策につきまして、せっかくの機会ですので、今日御出席いただいた皆様から御発言いただきたいなと思います。

まずは、海岸線を有する市町からお願いしたいと思います。三種町さん、御意見ををお願いします。

委員（三種町）

先ほど、民間のクリーンアップ活動を教えて欲しいということでありましたので、当町の取り組みをご紹介しますと思います。釜谷浜海水浴場を有しておりまして、サンドクラフトというイベントを開催しております。サンドクラフトの開催前に三種町建設業協会が一斉にクリーンアップをするという取り組みを、サンドクラフトというイベントが来年で30周年になりますので、29年連続で続けております。現在は建設業協会はあまり盛んではありませんので、人数も少ないですが、毎年50人程度の方が参加して、重機等を用意して完全なボランティアでやっていただいております。その後に町主催のクリーンアップということで、町と商工会、観光協会、地元中学校、漁港、海の家等が参加して大々的なクリーンアップを行っております。こういった取り組みを長年行っておりまして、これが評価されまして、今年度、国土交通大臣から海岸管理功労表彰をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。いずれにしましても、海岸に打ち上げられた漂着物に関しましては、県で全て回収していただいておりますが、海水浴場が開設する前に早めに回収していただければ、ありがたいなと考えております。

会長)

それでは潟上市さん、お願いいたします。

委員（潟上市）

潟上市では、海岸漂着物の発生抑制対策ということで、当市も出戸浜海水浴場を有しております。日頃の対策として、市が行っているものとしては、海岸や平地を含めてですけれども、パトロールであったり、啓発看板の設置など可能な限りやっております。クリーンアップということですが、市が主催するものは行っておらず、春「あきたビューティフルサンデー」の時などに地元の学校ですとか、海水浴シーズンが間近になってく頃に民間団体が自主的にクリーンアップを行っていただいている状況です。私どももそれを可能な限り来年度以降もずっと続けていただけるように、そういった活動を行うことを申し出ていただいた団体さんには、ゴミ袋を無償配布したり、回収物を廃棄物処理施設へ搬入する際の手数料の減免等で支援していきたいと

	考えております。
会長	次に、由利本荘市さん、お願いします。
委員（由利本荘市）	由利本荘市は、岩城、本荘、西目と3つの海岸を有しております。市単独で行っている事業としては本荘地域の本荘浜、本荘の海水浴場と西目の海水浴場2箇所でクリーンアップ活動を行っております。大潟村では高校生以下の参加者が少ないという話でしたが、由利本荘市の本荘地域は、かなりの数の小中学生から今回も参加してもらっています。令和7年度は、海水浴場が開く日の朝、クリーンアップ活動をしているんですが、7月19日に行って、回収量は1,240kg、参加者は800人となっております。他にも民間の企業だったり、個人の方がクリーンアップをする時にはごみ袋の無償配布及び回収をしております。直接ごみ処理場に持って行く場合には、減免措置という対応をしております。以上になります。
会長	小中学生の参加というのは、学校を通じて呼びかけているのでしょうか。
委員（由利本荘市）	市の教育委員会を通して案内通知を出しています。参加を強制するものではないというかたちになります。一部の学校では、親子参加というかたちでおよそ100～200人くらいの参加をいただいています。
会長	続きまして、秋田市さん、お願いします。
委員（秋田市）	秋田市では潟上市さんと同じように市が直接海岸漂着物の回収をしたりということはないですけども、市民、町内会、事業所等が実施する散乱ごみの環境美化活動に対して、清掃活動により生じたごみを収納するボランティア袋の交付だったり、ごみ処理等の支援を実施しております。令和6年度の実績につきましては、海岸だったり、河川だったり、そういった所で環境美化活動に参加した方の人数は延べ3,059人、回収したごみの量は、16,780kgでした。以上です。
会長）	続きまして、海岸保安林の管理者であります県の森林環境保全課、お願いします。
委員（森林環境保全課）	私どもで所管しているのは森林でして、イメージしてもらおうと海があって海岸砂浜がひろがり、黒松の森林樹林帯があるといったところや、海があって海岸防潮堤があって森林があるといったところの森林を管轄しております。森林は、南北264キロの中には、県が保有しているもの、国有林、そして一般企業が保有しているものがありますが、ほとんどが県有、私どもで管理

している森林、黒松林になります。海岸沿いの砂浜、海に近いところには、ごみはあります。そういったごみは散見されているんですけども、黒松の樹木に影響するかと言えばそこまで影響をしない、保安林を害しているものではないですが、景観が悪いと感じているところです。うちの方では回収の予算がないので何ともできない状況ですけども、見た目はあまり良くないと感じています。発生抑制対策として、一つは、うちのほうでは海岸の松林、他に県内の内陸の保安林、山林を巡視する巡視員を50名ほど委嘱しておりまして、例えば秋田市飯島の旧火力発電所や出戸浜海水浴場、潟上市の道の駅の海岸沿いの森林を巡視員が巡視しております。何を目的とするかという、人の出入りがあるところのごみの不法投棄を抑制する、火災の発生を抑制する、車が出入りするところに巡視員が行って声かけをしてそういった被害の未然防止、抑止力を働かせているということがあります。こういったことから、海岸漂着物についての巡視ができていれば、少しは抑制に繋がるのかなと考えたところです。

また、もう一つ、海岸のクリーンアップですが、秋田地域振興局の予算で行っていると聞いているんですが、旧火力発電等企業を参集したクリーンアップをしているそうなので、そういった地元の方々が参加することによって意識の高揚が図られると思っています。そこも抑止力にも繋がると考えているところです。以上です。

会長

続きまして、国交省東北地方整備局秋田港湾事務所の福士委員、お願いします。

委員（秋田港湾事務所）

港湾を整備しておりますが、海岸漂着物に関しては、秋田港の中に特段入ってきている状況ではないですが、港湾業務艇「あきかぜ」という船があります。

もし、海上保安部と海岸漂着物で協力できることがあれば、協力していきたいと考えております。以上です。

会長

皆様から御発言いただいたところですが、他に御意見ございましたら御発言いただければと思います。

委員（男鹿市）

男鹿市です。意見ではないのですが、事業の紹介をさせていただければと思います。

男鹿市は令和6年4月より、漂着した流木の資源化と処理費用の削減を目的として、集めた流木を無償で提供する「男鹿流木バンク」を試験的に実施しております。令和6年度は1時間で約570本の流木が資源化されました。今年度は6月に開催した第1回無料引き渡し会で約900本の流木を引き渡すことができまして、昨年度の実績を1回で上回っております。引き渡した流木はガーデニングやアクアリウム、イベント装飾、薪としての利用など様

々な用途で有効利用するということで引き渡しております。8月3日、第2回目の流木引き渡し会を旧戸賀小学校跡地、戸賀コミュニティセンターを目指して向かってくだされば看板があります。9時から12時まで半日ですが、開催されますので。見学だけでも大歓迎です。手ぶらで来ても、チェーンソーを持ってきていただいてもいいですので、興味があれば遊びに来てください。以上です。

会長

ごみとして処理するであろう流木の有効活用ということで、市民の方達にも喜んでいただいていることと思います。

皆様の方から他の自治体や団体への御質問等ございませんでしょうか。

それでは次の項目にまいります。

協議事項の最後の「次期（第4次）地域計画の策定について」ですが、先ほども述べましたように現在の第3次地域計画は今年度で終了です。

来年度からの第4次地域計画を策定する必要がありますが、この計画について、始めに事務局から説明します。

事務局

資料4を御覧ください。

次期（第4次）地域計画策定の基本的な考え方を御説明します。資料に沿って御説明します。

まず、名称ですが、次期計画は第4次の計画となります。根拠法令及び策定の趣旨に変更はありません。計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となります。

次に、「現行計画での主な成果と課題」についてです。

まず、成果についてですが、最終的な成果は今年度の実績をもって来年度に評価されることとなりますが、今年度までの実績で少なくとも言えることとしましては、「海岸漂着物の回収・処理を実施し、海岸における良好な景観及び環境の保全が図られた」ということです。

計画期間を通じて、毎年度、継続して海岸漂着物の回収・処理を行ってまいりまして、この対策・事業がなければ、海岸の環境はもっと悪い状態となっていたことが想定されます。県の海岸漂着物対策は、本県の海岸の景観及び環境の保全に大きく寄与しているものと考えております。

しかしながら、一方でももちろん課題も依然としてあります。

課題の1点目は、「年間を通じて漂着する海岸漂着ごみ等への対応」です。漂着物は毎日絶え間なく発生しますので、この対応もこの先もずっと継続していく必要があります。

課題の2点目は、「プラスチック等人工物の海岸漂着物の発生抑制」です。海岸漂着物の中には、流木や灌木などの自然物も多いのですが、問題はプラスチックなどの人工物です。自然物が漂着するのは、まさに自然の営みであり、一時的に海岸の景観や環境に影響を与えるかもしれませんが、長い目で見れば、それ自体はあまり問題にはなりません。一方、プラスチック等の人

工物は、自然界では消えてなくなることがなく、細かく砕けて広がり、生物の体の中にも入って蓄積することになります。

したがって、人工物のごみを川や海に流入させないことが一番大事だということになります。そのため、課題の3点目は、「内陸部での海岸漂着物発生抑制対策の一層の推進」となります。

次に、「次期計画の推進方針」であります。ここに記載されている○印のついた4つの方針は、現行の第3次地域計画から変更しておりません。これらの方針は、環境省が定めた海岸漂着物対策の基本的な方針に示されている「海岸漂着物対策の基本的方向性」と、基本的に一致しております。環境省の「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」は、令和元年5月に改正されてから変更されておりませんので、県の地域計画における方針も変更しておりません。そして、方針ごとに具体的な取り組みとして考えられるのが、・印（中点）で記載した事項になります。

一つ目の方針の「海岸漂着物等の円滑な処理の推進」につきましては、これまで同様、引き続き重点区域において漂着物の回収・処理を着実かつ円滑に進めてまいります。また、近年、海洋ごみ、とりわけプラスチックごみが海の生態系に深刻な影響を与えると問題視されていることから、漂流ごみの回収・処理についても一層推進してまいります。

次に、「海岸漂着物等の効果的な発生抑制対策の推進」につきましては、まずは、毎年度継続的に、海岸漂着ごみの内訳を調べる組成調査を実施し、本県における海岸漂着ごみの実態を把握いたします。

また、ごみが河川流域に流入しないよう、内陸部を含めた全県での環境美化活動を推進するほか、ごみの不法投棄や不適正処理を防止するための監視活動を実施してまいります。また、ごみの減量化、再資源化を目指す3Rの取り組みを推進し、漂着ごみとなり得るごみそのものの削減に取り組んでまいります。

次に、「環境教育及び普及啓発の推進」につきましては、イベントや各種の広報媒体を活用して、海岸漂着物や海洋ごみの問題についての情報発信を行ってまいります。また、地球規模の課題となっている海洋プラスチックごみ問題等を考えてもらう環境教育を学校や民間団体と連携して実施していきたいと考えております。

次に、「多様な主体の適切な役割分担と連携確保」につきましては、これまでに述べた各種の取り組みを行うに当たり、本日開催しておりますこの協議会の場を活用した情報交換や連絡調整を行うとともに、関係機関それぞれの特性に応じた役割分担に基づき、海岸漂着物対策を総合的に進めてまいります。

最後に、次期地域計画策定のスケジュールについてです。別紙5を御覧ください。既に述べましたとおり、今年度は次期地域計画を策定する必要があることから、3回の協議会の開催を予定しております。担当者レベルでは、担当者会議を終え、次期計画で設定する重点区域の検討作業を並行して行っ

ております。本日の協議会の後、9月議会で県議会に対して計画の骨子案を説明した後、秋に開催予定の第2回協議会では、計画の素案をお示しする予定です。そして、12月議会で県議会に対して素案を説明した後、引き続き、素案に対する県民の皆様からのパブリックコメントを募集します。そして、そこで出された意見も考慮しながら計画の成案を作成し、来年1月に予定している第3回協議会でお示しし、その成案を2月議会で県議会に対して説明して、来年3月に計画を策定するというスケジュールで考えております。

以上が、次期（第4次）地域計画策定の基本的な考え方であります。説明を終わります。

会長

ただいまの説明や次期計画の基本的な考え方に対し、御質問、御意見はありませんか。

次期第4次計画につきましては、基本的に第3次計画の内容から大きく変わるところはないとの位置づけでありましたが、これに関しましては秋田市さんから御意見をいただきたいと存じます。

委員（秋田市）

これまでの方針とあまり大きな変更がないとのことですので、基本的な考え方に対する意見というのはありませんけれども、推進方針に市町村等との適切な役割分担と連携確保ということで引き続き取り組むこととなっております。秋田市の海岸にある海岸漂着物については管理者である秋田県が回収処理を行っていますことから、秋田市としましては引き続き秋田県が実施する海岸漂着物の処理等に関して必要に応じた協力を行っていきたいと考えております。

会長

ほかに、御意見等はございますでしょうか

委員（八峰町）

計画自体に関しましては、内容の方が変わっていないため意見はありませんが、課題といたしまして、年間を通じて漂着する海岸漂着ごみへの対応を行う、それも重点区域における円滑な回収・処理の推進と書かれております。こちらの方、ぜひとも行っていただきたいと思います。なぜかと申しますと、A3横の資料に八峰町八森海岸の実績が書かれております。一番上なんです、延長が4kmあるのに対しまして処理された場所が100mなど、実際先ほども状況を説明させていただきましたが、令和5年の豪雨災害の流木等が今現在も残っている状態が続いております。やらないよりはきれいになったであろうというようにお話がありましたが、残っているという現状もぜひとも御理解していただいた上で、こちらの計画も重点的に強く進めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長

御意見ありがとうございます。

事務局の方から回答をお願いします。

事務局	八峰町からの御意見ですが、国庫補助をいただいて執行しておりますので予算の制限もありますが、今ちょうど重点区域の検討作業を進めておりまして、地域計画の中に各海岸ごとに年何回実施する、どの程度実施するというのを記載するところがありますので、その部分を含めて計画と実施される事業がリンクされるような方向で今回の計画改定で整合性を図っていきたいと考えております。八峰町の方では積み上がっているものもあるということですが、基本的に海岸を中心に年間何回やるかを地域振興局から事前の打診は行っているとは思いますので、地域振興局と情報交換していただいて、最終的には当課に上がってきて計画に盛り込んでいきたいと考えております。既に累積しているものについては、お話は伺っておりましたので、環境省にもお願いをして予算措置を考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
会長	計画に関しまして、他に御意見はありますでしょうか。
委員（環境カウンセラー）	一つ、環境教育のところなんです、「海洋プラスチックごみ問題等に関する環境教育の推進」と書いているのですが、資料2で昨年度、マイボトル持参運動の普及啓発の動画の放映とあるんですが、これに関して動画というものがあれば、貸し出しを考えてほしいなと思います。
事務局	資料3で御説明したのですが、今年度、環境教育向けといいますか、去年の御指摘で若い世代への環境教育が重要だという御意見をいただきましたので、小中学生向けにホームページに掲載する啓発資料を作成しようということまで検討はしておりますが、その内容をスライドにするのか、動画がいいのか、予算の制限もありますのでその範囲の中でどのような資料がいいのか今後検討し、大館市からの動画が望ましいというお話もありましたので、動画も含めて検討させていただきたいと思っております。そのような状況です。
委員（環境カウンセラー）	私どもも、いろいろなところに出前授業にいくので、もしそういう動画等があれば見せれば良いなと思っておりましたので、どうかよろしくお願いします。
事務局	必ずしも今年度予算とは限りませんが、今後の予算要求も含めてそういったことを検討させていただきたいと思っております。
会長	他に御意見等ございますでしょうか。 それでは、次期第4次地域計画は、先ほど御説明しました基本的な考え方に基づいて、スケジュールに基づいて今後の策定作業を進めることでよろし

いでしょうか。

【異議なし】

会長

ありがとうございます。

以上で予定していた協議案件は全て終了しました。

ほかに、特にこの場で皆様に連絡しておきたい事項等はございましたらお願いいたします。

特にないようですので、協議を終了いたします。今年、2回目、3回目の協議会がありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局

事務局から連絡ですが、第2回目の協議会を11月6日を予定しております。

これをもちまして本日の協議会を終了いたします。